平成２７年（フ）第５６８号
さいたま市西区大字指扇1200番地２　２Ｆ
債務者　野辺　吉成
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４７号
愛知県春日井市若草通４丁目21番地　プレンティ若草通４丁目Ａ－１号
債務者　安川　勝彦
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　啓悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７号
三重県鈴鹿市中江島町４番１号　メゾンオハラ１－Ｃ
債務者　永井　幸司
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３号
熊本県荒尾市大島92－19ＴＫビル201、住民票上の住所福岡県福岡市早良区飯倉２丁目11番２－402号
債務者　池鯉鮒勇一
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５号
秋田県湯沢市皆瀬字下落合26番地
債務者　髙橋　輝子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１２５号
奈良県橿原市土橋町71－４　ハイムジュネス102号、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町名倉1359番地の１
債務者　ヘアーメイク　コージーフローズンこと　橋本　幸俊
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
奈良県橿原市大軽町401番地
債務者　梅本　加奈
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
和歌山県田辺市上屋敷１丁目12番39号、前住所和歌山県田辺市天神崎15番37号
債務者　脇村真規こと　**脇**村　真規
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第５３号
山口県宇部市大字上宇部474番地５コーポドリームⅠ棟104号
債務者　濱本　優子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第５７号
山口県山陽小野田市赤崎３丁目１番17号
債務者　三吉　亜紀
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第５５３号
さいたま市北区日進町２丁目769番地１　第３関根ビル301号
債務者　有賀　敏生
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
埼玉県新座市馬場３丁目８番14号　サニーホーム102号室
債務者　鈴木　秀二
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
埼玉県川口市柳崎２丁目10番27号　シャトルＡ202号
債務者　泉川　美佐（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１　朝日プラザガーデンシティ新越谷916
債務者　相川久美子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
埼玉県草加市北谷２丁目21番16－105号
債務者　野田頭政幸
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
埼玉県草加市北谷２丁目21番16－105号
債務者　野田頭惠美子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
埼玉県越谷市蒲生西町１丁目３番56号
債務者　長門　信幸
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係